

(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国高等学校総合体育大会開催の趣旨にもとづき、選手・引率責任者（監督・コーチ）・大会役員・競技役員の競技にかかわる傷病見舞金（以下「見舞金」という。）に関することを定める。

(事務局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、(公財)全国高等学校体育連盟事務局内におく。

(目的)

第3条 この見舞金は全国高等学校総合体育大会の大会期間中におきた傷病に対しておくるものとする。

(見舞金)

第4条 この見舞金の経費は、各都道府県高等学校体育連盟負担金の収入をもってあてる。

第5条 見舞金の額は、第8条の規程による傷病見舞金審査会（以下「審査会」という。）において審査する。その基準は次の通りとする。

- | | | |
|----------|----------------|--------|
| 1. 傷病見舞金 | 治療に3ヶ月以上を要するもの | 60万円以内 |
| 2. 障害見舞金 | | 100万円 |
| 3. 死亡見舞金 | | 100万円 |

(請求手続)

第6条 傷病事故の発生から2週間以内に、都道府県高体連もしくは全国専門部が、「傷病事故報告書（様式1）」を(公財)全国高等学校体育連盟会長あてに提出する。

第7条 見舞金の請求にあたっては、当該校の校長が、「傷病見舞金給付申請書」（別紙様式2）に必要事項を記入の上、医師の診断書等を添え、所属都道府県高体連会長の確認を受け、(公財)全国高等学校体育連盟会長に提出する。

(審査)

第8条 傷病見舞金給付申請書の提出があった場合に、その内容の適否を審査し、見舞金額を査定するため、次の各号に定めるところにより審査会を設ける。

- 1) 審査会の構成は次のとおりとする。

審査委員長 1名

審査委員 若干名（医師等その他）

- 2) 審査委員長、委員は(公財)全国高等学校体育連盟会長が委嘱する。任期は1年とする。

- 3) 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を総轄する。

- 4) 審査会の運営に必要な事項は別に定める。

(会計)

第9条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は、(公財)全国高等学校体育連盟監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

(規程の変更)

第12条 この見舞金規程の変更には、(公財)全国高等学校体育連盟理事会及び評議員会の承認を必要とする。

附則 1. この規程は昭和49年7月1日より施行する。

2. 昭和55年7月1日一部改正

3. 平成14年3月9日一部改正

4. 平成17年5月24日一部改正

5. 平成24年4月1日一部改正